

2016 宅建渋谷会

佐伯竜 & 宅建渋谷会 連動企画！！

「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ

宅建ミニ講義

第 2 講

2016/02/02



まぐまぐメルマガ

佐伯竜 & 宅建渋谷会 連動企画！！「メルマガ読者だけの
YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義

<http://www.mag2.com/m/0001364172.html>

YouTube チャンネル「渋谷会 宅建ミニ講義」

<https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIIQy6jGhcsypp3T-3w>

第 2 講 基本知識を使う

(平成 27 年 問 38 肢ウ)

宅地建物取引業者 A が宅地建物取引業法第37条の規定により交付すべき書面（以下この問において「37条書面」という。）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはいくつあるか。

ウ A が自ら貸主として宅地の定期賃貸借契約を締結した場合において、借賃の支払方法についての定めがあるときは、A は、その内容を37条書面に記載しなければならない、借主が宅地建物取引業者であっても、当該書面を交付しなければならない。

※ ア、イ、エ 省略

ウ 誤 「自ら貸借」は、宅建業の「取引」にはあたらない。したがって、本肢の場合、37条書面を交付する必要はない。よって、本肢は誤り。

「取引」

取引	① 「売買」・「交換」を自ら当事者となって行うこと（自ら「貸借」は「取引」にあたりません。）			
	② 「売買」・「交換」・「貸借」の代理・媒介を行う			
	自ら	売買	交換	×
	代理して	売買	交換	貸借
媒介して	売買	交換	貸借	

第2講のまとめ

1.基本知識を使う

⇒ 基本知識で失点しないことが合格するためには必須。

2.過去問で類型をおさえる

⇒ 基本知識を訊いてくるパターンを過去問で知っておくこと。

3.解き方を決めておく

⇒ 上記1、2を実行しても間違える場合、失点しない解き方を準備する。

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材（2016/02/02現在）

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】権利関係編
<http://shibuyakai.com/takken/dvd9.html>

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】宅建業法編
近日発売

お問合せ先
宅建渋谷会事務局
office@shibuyakai.com